

労働保険料等納入証明書（証明願）をご依頼される皆様へ

納入証明は、福井労働局総務部労働保険徴収室で、郵送により受付しています。

依頼する際に必要なもの

- ①労働保険料等納入証明書（証明願）・・・必要枚数分（例：1枚必要であれば1枚）
- ②返信用封筒（切手貼付の上、必ず同封願います。）
※当該事業場以外（社会保険労務士等の代理人）へ返信を希望される場合は、事業主からの委任状（事業主押印のある原本）が必要です。
- ③労働保険料申告書の写し
※新規成立または年度更新による保険料申告書提出後おおよそ2ヶ月以内での証明依頼となる場合
- ④労働保険料領収証書の写し
※納付後おおよそ1ヶ月以内での証明依頼となる場合
※納付方法が口座振替の場合、振替日以降おおよそ2週間は、金融機関より振替収納情報が当局に届かないため、お急ぎの方は振替がわかる通帳の写し等（口座名義部分を含む）を添付してください。

至急必要とされる場合に限り、来局による依頼をお受けしますが、当日お渡しできない場合がありますので、事前に来局日時と労働保険番号をご連絡ください。来局時には、上記①③④に加え、**個人情報保護の観点から、当該事業場の方であることを確認します**ので、**会社等名称及び個人名の記載がある社員証と個人を確認できる顔写真付の公的証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）を必ずご持参・ご提示してください。**

なお、社員証に会社名がない場合や、当該事業場以外の方（社会保険労務士等）が来局される場合は、**事業主から来局者への委任状（事業主押印のある原本）とあわせて、委任状に記名のある代理人ご自身の顔写真付の公的証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）を必ずご持参・ご提示してください。**

※法人代理人であっても、来局される方の個人名を委任状の代理人欄に記入してください。

留意事項

- ①当証明は、労働保険料等（証明日時時点で、納期限後のもの）に未納がないことの証明になります。
- ②労働保険料及び一般拠出金に一部でも未納があると、納付証明書を交付できません。
- ③本証明書は、労働基準監督署及びハローワークでは発行できません。
- ④労働保険領収証書紛失等で具体的な納入金額、納入年月日等の証明が必要な場合は、下記までお問い合わせください。
- ⑤郵送でご依頼いただいた場合、受理からおおよそ1週間程度で証明書を発送いたします。

納入証明についての送付先（窓口受付場所）・問合先・受付時間等

〒910-0019 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 14階
福井労働局総務部労働保険徴収室 TEL 0776-22-0112
電話・窓口受付時間（平日のみ） 8:30~12:00、13:00~17:15